

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 17 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 8 日から 令和 8 年 1 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 3 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 28 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 1 月 28 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10,600,000 8,480,000	一括	2,120,000	88,383	0
1	970,000				
2	9,630,000				
					</



物 件 目 録

1 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢

地 番 659 番 1

地 目 宅地

地 積 183.81 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢 659 番地 1

家屋 番号 659 番 1

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 85.04 平方メートル

2 階 48.02 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 7年10月31日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢

地 番 659番1

地 目 宅地

地 積 183.81平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢659番地1

家屋 番号 659番1

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 85.04平方メートル
2階 48.02平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和7年(ケ)第80号
令和7年7月 4日受理
令和7年8月14日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山 崎 郁 雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢
地 番 6 5 9 番 1
地 目 宅地
地 積 1 8 3 . 8 1 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 2 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢 6 5 9 番地 1
家屋 番号 6 5 9 番 1
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 8 5 . 0 4 平方メートル
2 階 4 8 . 0 2 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者兼共有者)	1 私も共有者である夫Aも本建物に居住している。 2 競売開始決定は見えていない。不在通知はあったかもしれない。本物件への立入調査が必要であることは承知した。執行官の通知をAにも見せて、連絡を入れるように伝える。 (令和7年7月8日目的物件で聴取)
■ A (債務者兼共有者)	1 執行官の通知を見た。立入調査が必要なことは承知している。調査の日程については、Bから連絡を入れさせる。 2 本物件の任意売却を依頼したことがあるが、うまくいかなかった。 (令和7年7月18日目的物件で聴取)
■ B (債務者兼共有者)	1 本建物には、私たち共有者が家族で居住している。 2 本物件を使用するにあたり、私とAの間で使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 3 本建物に雨漏りや不具合等はない。 4 本建物内でペットは飼っていない。 5 本建物のキッチンの換気扇の下で、Aが喫煙している。 6 本建物に太陽光発電の設備は設置していない。 7 本建物の敷地の境界について、争いはない。 8 近所で牛を飼っているので、朝方その鳴き声が聞こえることがある。風向きによって、臭いがすることもある。 9 本建物を建築するときに、土地について、何かをダンプ2台分入れると30年保証がつくと言われて依頼したが、完成したときに、ハウスメーカーがそれをしていないことが分かった。そこで、代わりに地盤に杭を打ち込んで強化することで、10年の保証を付けてもらうということがあった。 10 地盤強化のときに、家を持ち上げて下ろしたことが原因かもしれないが、家の周囲で地盤の土が少ない部分がある。業者に言ったところ、土を一部入れてくれたが、入れてくれてないところは、地面が下がったままになっている。 11 本土地の東側で接している、地番659番2の土地は、Aが所有しており、本物件と一体で使用している。 (令和7年8月7日目的物件で聴取)
■ A (債務者兼共有者)	1 本物件を使用するにあたり、私とBの間で使用方法の取決めやお金のやり取りはない。家族で居住している。 (令和7年8月7日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

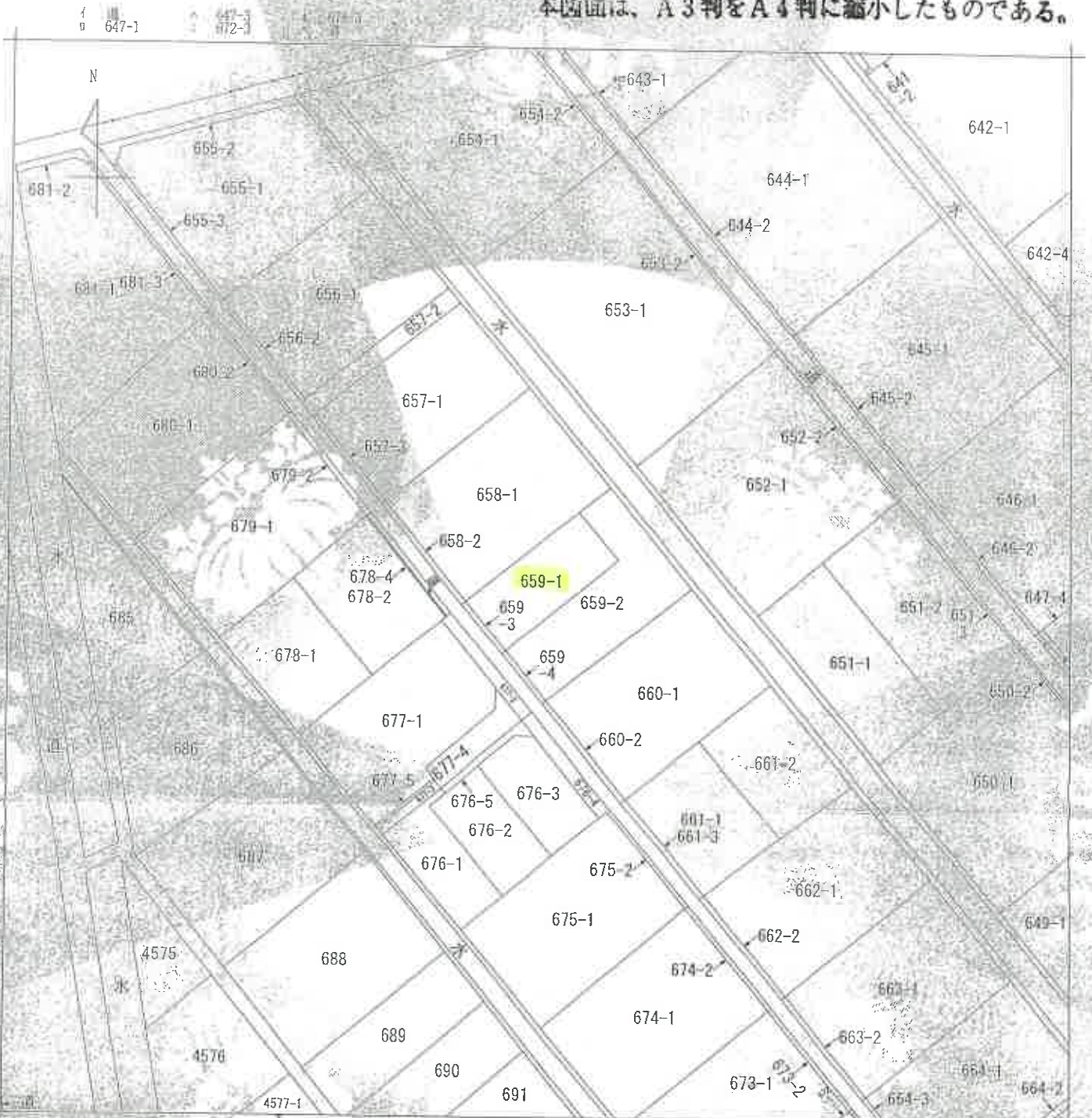
- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。
- 3 本建物の周囲に地面の低くなっている部分があり、建物下部の基礎が見えているところがある。また、建物周囲のほとんどの柵が地面の上に突き出している。土を追加して入れた部分は改善されたとのことだが、未了の部分がある。Bによれば、地盤強化の工程が原因かもしれないとのことである。
- 4 本土地の北東側から南東側にかけて接している地番659番2土地については、Aが所有しており、本物件と一体として使用されている。
- 5 本土地は、南西側で建築基準法42条2項の町道に接している。なお、現況はセットバック済みと思われる（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月8日 (火) 9 : 40 — 9 : 50	目的物件所在地	外観調査 (写真撮影)、通知書交付、Bより占有状況等聴取
令和7年7月8日 (火) 12 : 50 — 12 : 55	横浜地方法務局厚木支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和7年7月18日 (金) 11 : 00 — 11 : 10	目的物件所在地	Aより占有状況等聴取
令和7年8月7日 (木) 9 : 50 — 10 : 30	目的物件所在地	目的物件立入調査 (写真撮影)、Bより占有状況等聴取 (評価人同行)
令和7年8月7日 (木) 18 : 55 — 18 : 58	当庁	Aより占有状況等聴取 (電話)
令和 年 月 日 () : — :		
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



この地図に準ずる図面に記録時刻の印を付し、印刷した書面である。



請求番号	21-1	地番	659番1
作成年月日	令和4年4月23日	地図	国土院地籍部地籍課
作成場所	国土院地籍部地籍課	地図	国土院地籍部地籍課
作成者	国土院地籍部地籍課	地図	国土院地籍部地籍課
作成日	令和4年4月23日	地図	国土院地籍部地籍課

これは地図に準ずる図面に記録時刻の印を付し、印刷した書面である。

令和7年4月23日
横浜地方方法務局

令和7年4月23日 横浜地方法務局厚木支局

(7 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地址：杭州 西 華山

(田加納)

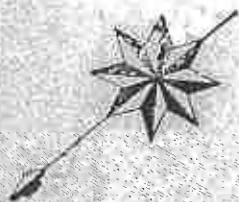
圖 量 測 地 積

卷一百一十五

地 番

此山所在 雙甲忽變三町角田字下小双

632439



地盤	659-3	方	厚	比	面	積
NO. 1	0.81	0.50	4.6050			
□	9.21	0.50	4.6050			
		0.50	9.2100			
		0.50	4.60500			
		0.50	4.6050			

$$185.12 - 4.6250 = 183.8150$$
$$188.12 \div 4.6050 = 183.8150$$

85
86
87

659-1

2592

世界境界標の種類	石	コンクリート	ブラス	金
----------	---	--------	-----	---

本館 手交付

三

年6月20日(作製)

1 250

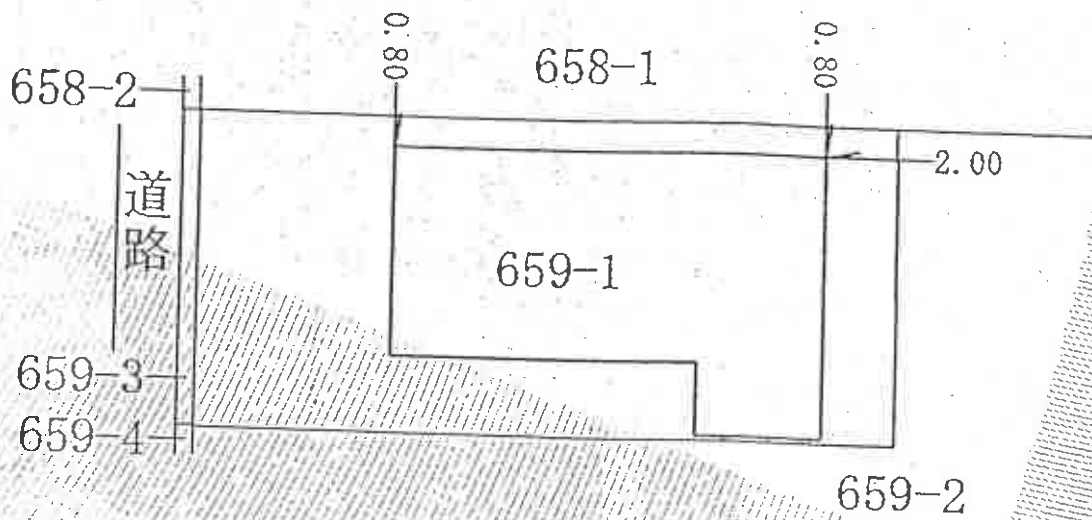
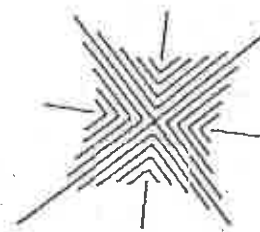
[中 国 学]

（日本）地家學調查士會聯合會印

請求番号: 21-2

土地建物位置関係図

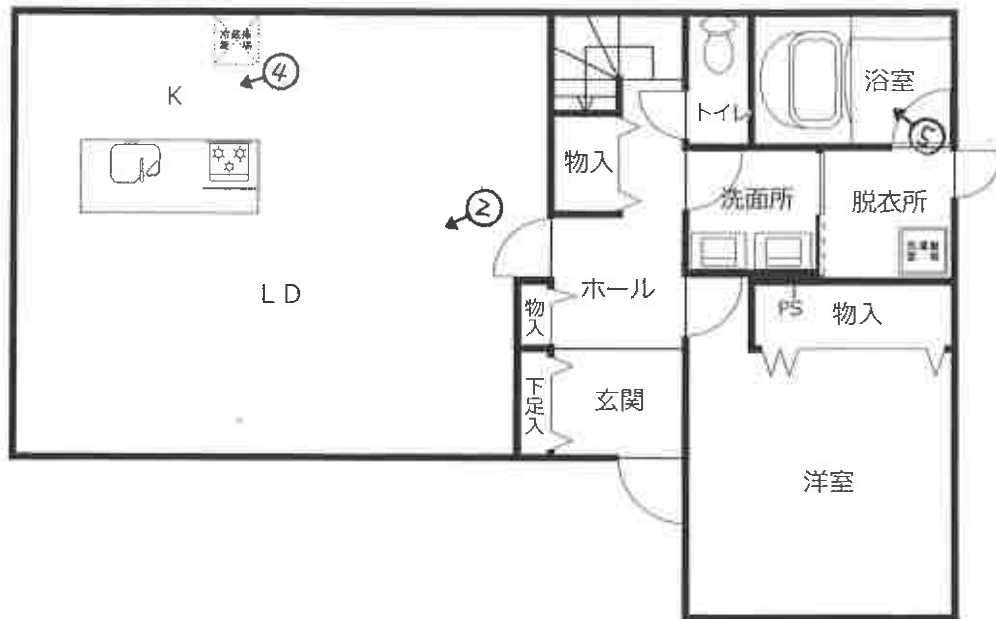
←○ は写真撮影位置・方向



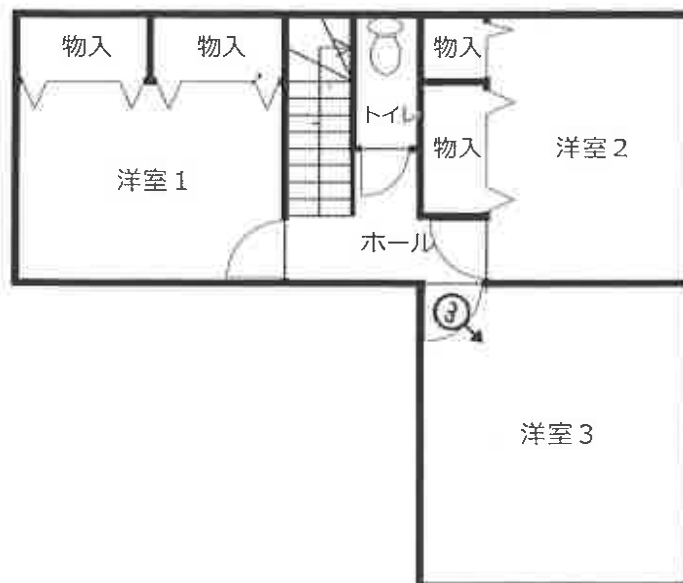
間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向

1階縮尺 1/100



2階縮尺 1/100



①



②



③



④



⑤



(12 枚目)

令和 7 年（ケ）第 80 号
令和 7 年 8 月 7 日 現地調査
令和 7 年 8 月 18 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
難波 秀夫

第 1 評価額

一 括 価 格 (合 計)	
金 1 0 , 6 0 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土 地)	金 9 7 0 , 0 0 0 円
物 件 2 (建 物)	金 9 , 6 3 0 , 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 ・ 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢

地 番 6 5 9 番 1

地 目 宅地

地 積 1 8 3 . 8 1 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢 6 5 9 番地 1

家屋 番号 6 5 9 番 1

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 8 5 . 0 4 平方メートル

2 階 4 8 . 0 2 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「本厚木」駅の北西方約12.7km（道路距離）、「小沢」バス停徒歩約7分、「小沢大堀南」バス停（コミュニティ）徒歩約3分。	
付 近 の 状 況	農地が多い中に一般住宅、共同住宅、農家住宅等が混在する市街地的形態を形成するに至らない農家集落地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化調整区域（注1） 無指定 50% 100% なし
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	183.81㎡（注2） ほぼ長方形 間口約9.2m、奥行約19.5m ほぼ平坦（注3）
接面道路の状況	南西側が幅員約4.7m町道（建築基準法第42条第2項でセットバック済み（元道の中心から2.35m）と思われる）に等高に約9.2m接面。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパンあり） なし
特 記 事 項	（注1）物件1土地は、神奈川県厚木土木事務所まちづくり・建築指導課（以下、「土木事務所」）及び建築計画概要書（以下、「概要書」）によると、既存宅地であり、都市計画法第43条の許	

可（神奈川指令厚土第620001号 令和3年11月24日）を受けており、事前相談のうえ、許可内容に適合する建物の建替等は可能とのことである。

(注2) セットバック部分を控除した場合の登記数量と概要書の敷地面積（セットバック部分が控除されている）がやや異なるが、本評価では登記数量を採用する。

物件1土地自体の地積測量図がないので、境界確定のうえ実測を要すると思料する。

(注3) Bの陳述（以下「陳述」）によると、次のとおりである。

- ・ 物件2建物新築時に地盤調査を行い、土地にダンプ2台分の何かを入れると30年の保証がつくと言われて依頼したが、建物完成時にハウスメーカーがそれを行っていないことがわかり、代わりに地盤に杭を打ち込んで強化し、10年の保証をつけてもらっている。
- ・ 地盤強化を行った時に建物を持ち上げて戻したことが原因かもしれないが、敷地内の土が少ない部分がある。業者に言ったところ、土を一部入れてくれたが、やや盛り上がった部分と低い部分がある。
- ・ 物件1土地が接している地番659番2はAの所有地で、一体として使用している。
- ・ 物件1土地の使用について、共有者であるAとの間で使用方法の取り決めや金銭の授受はない（以下、物件2建物についても同じ。また、現況調査報告書によるAの陳述も同じ）。

◇ 陳述によると、土地の境界について周囲と争いはないとのことである。

◇ 物件1土地は、町のハザードマップの浸水想定区域内にある。

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和4年9月17日新築（登記記載） 約 3年 約27年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレートぶき サイディング 等 ビニールクロス貼 等 ビニールクロス貼 等 フローリング、フロアタイル 等 トイレ×2、浴室 等 －
床面積（現況）	1階：85.04㎡、2階：48.02㎡、延133.06㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4LDK（附属資料間取略図のとおり）
品 等	やや優る	
保守管理の状態	普通（注）	
建物の利用状況	令和7年8月7日内部立入調査。 共有者らが占有している。	
特 記 事 項	（注）陳述によると、次のとおりである。 ・地盤強化を行った前後を通じて雨漏り・床の傾き等不具合はない。 ・ペットは飼っていない。 ・キッチンの換気扇の下でAが喫煙している。 ・太陽光発電の設備はない。	

- ・近隣で牛を飼育しているので、朝方鳴き声が聞こえることがあるほか、風向きによって臭いがすることがある。

目視調査の結果では、地盤の状況及び地盤の改良の程度による建物への影響は不明であり、専門家による地盤及び建物の精密調査を要するものと思料する。

- ◇ 建物周囲の基礎部分下部に地盤が下がったと思われる跡があり、陳述から、現在は業者に依頼して土壌等の注入により地盤を維持しているもようであるところ、当初の地盤改良工事の詳細が不明で、将来的に地盤について何らかの補強工事等を施工しなければ建物に支障を生ずる可能性も否定はできないので、買受人は注意を要すると思料する。
- ◇ 土木事務所及び概要書によると、物件2建物は、確認済証番号：第22KAK建確00102号、交付年月日：令和4年4月27日で建築確認、検査済証番号：第22KAK建済03362号、交付年月日：令和4年11月4日で完了検査を受けている。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個 別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	33,200	$\times \frac{80}{100}$	26,600	$\times 183.81$	$\times 0.90$	= 4,400,000

◇ 標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査価格 愛川(県)－3

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価調査価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 43,800\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{132} & = & 33,200\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価調査地は標準画地で補正の必要なし。

◇ 地 域 格 差：地価調査地の所在地域は対象地域に比し環境条件・行政的条件等の総合格差で上記のとおり。

◇ 個 別 格 差：地盤の状態・セットバック部分を含む等で劣り、総合格差で上記のとおり

◇ 建 付 減 価：建付減価率を10%と査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	180,000	× 133.06	× 0.72	= 17,240,000

◇ 現価率

- ・経過年数3年、経済的残存耐用年数27年、観察減価率20%（保守管理の状態を考慮）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数27年}}{\text{経過年数3年} + \text{経済的残存耐用年数27年}} \times (1 - 0.2) = 0.72$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	4,400,000	×	0.55 法定地上権	= 2,420,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	4,400,000	－ 2,420,000		× 0.7	× 0.7		= 970,000
2	17,240,000	＋ 2,420,000	× 1.0	× 0.7	× 0.7		= 9,630,000
一括価格（合計）							= 10,600,000

◇ 占有減価修正：必要なし。

◇ 市場性修正：第4 1. 2. 特記事項 における不確定な要素及び減価要因となる事項を参酌すると、不動産市場での有効需要が減退すると判断し、市場性修正－30%を行った。

◇ 競売市場修正：－30%と判定した。

◇ その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価調査価格 愛川(県)－3

所 在：愛川町角田字下小沢4667番4

価 格：43,800円／㎡

位 置：小田急小田原線「本厚木」駅13km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：140㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南東4.7m町道

用途指定等：第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：中小規模一般住宅が多い住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4, 1 1 7, 3 4 4 円

物件2 9, 5 2 3, 3 8 3 円

第7 附属資料の表示

位置図

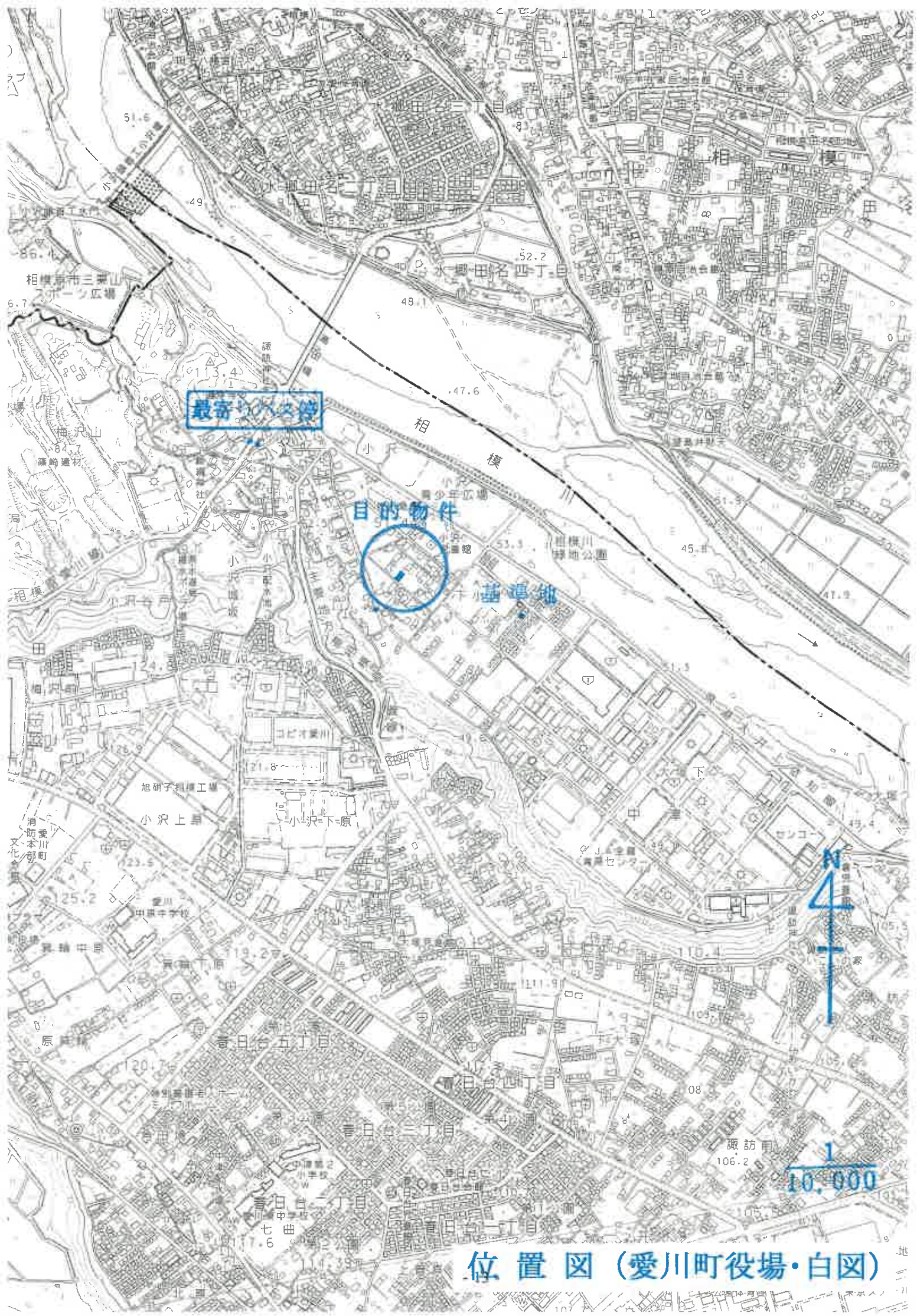
公図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

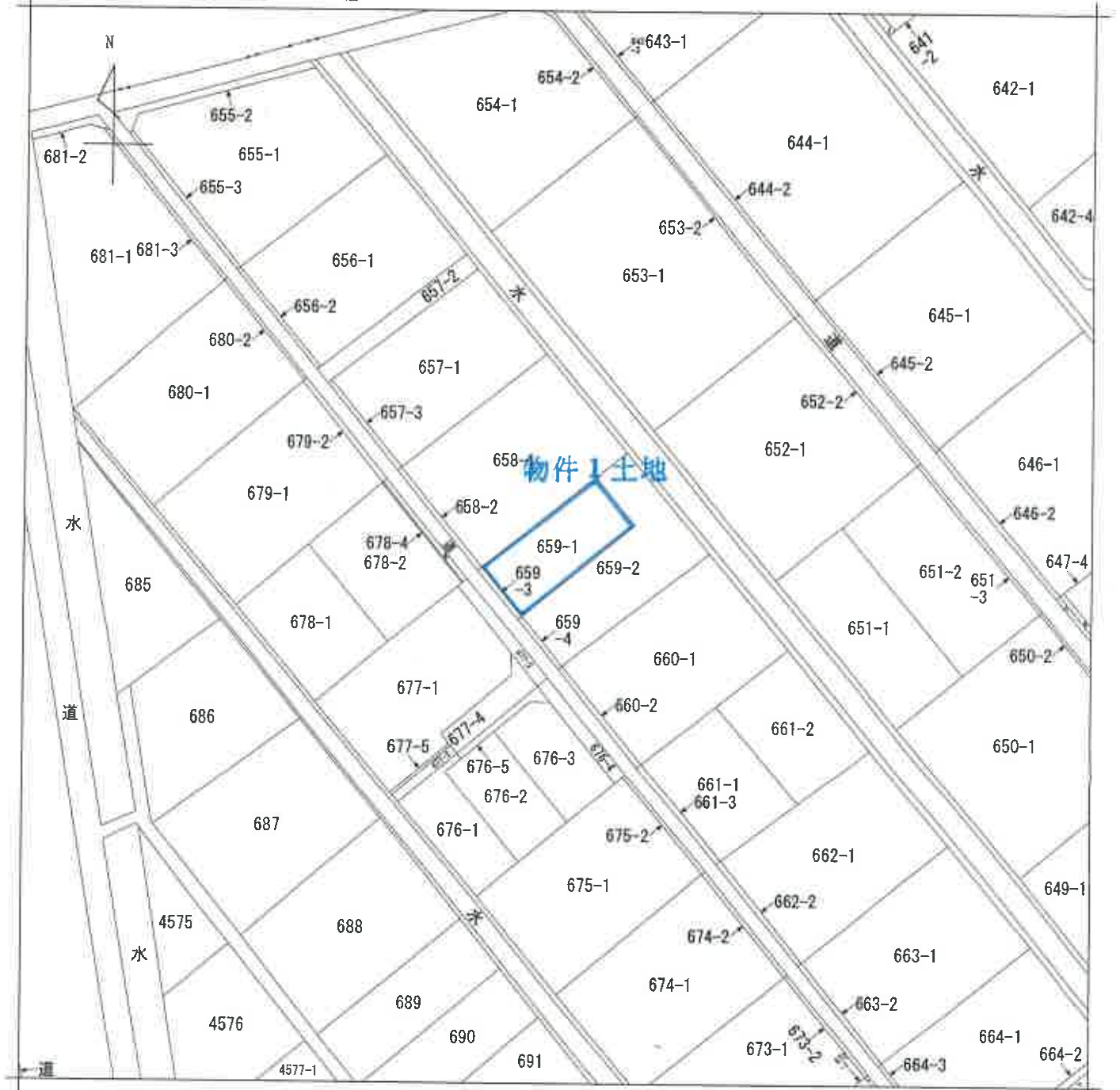
地積測量図写（参考、本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

間取略図

以上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

角田

A 角田

請 求 部 分	所 在 愛甲郡愛川町角田字下小沢					地 番	659番1				
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)					補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月23日

横浜地方法務局厚木支局
登記官

請求番号：21-1
(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月23日 横浜地方方法務局厚木支局

登記官

632439

前 659-1 後・新同一・新

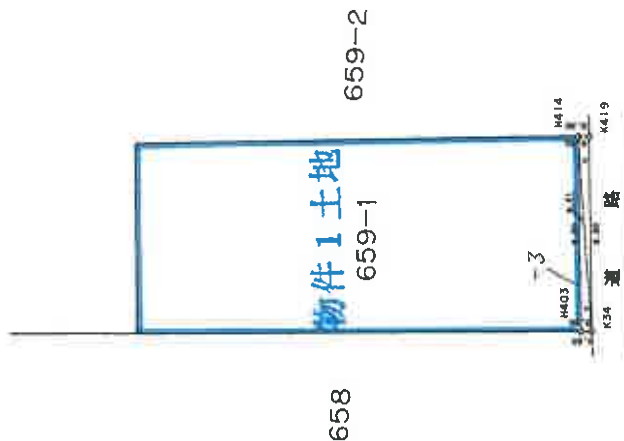
地 番 659-1-3

地 積 測 量 図

土地の所在 愛甲郡愛川町角田字下小沢



参考



地番 ① 659-3			
NO.	底 辺	高 さ	倍 面 積
1.	9.21	0.50	4.6050
2.	9.21	0.50	4.6050
3.		倍 面 積	9.2100
4.		倍 面 積	4.60500
5.		地 積	4.60 ㎡

求積 659-1

$$188.42 - 4.6050 = 183.8150$$

家 界 境 界 標 の 種 類	
石	杭
コンクリート杭	
プラスチック杭	
金 風 標	
K34-K40	
H403-H414	
刻ミ()	
木杭	その他

作 製 者

平成 2 年 6 月 20 日 作製)

申 請 人

縮尺 1/250

(日 記 簿 第 9)

平成 2 年 8 月 13 日

(日 記 簿 第 9)

(日本土地家屋調査士会連合会専用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月23日 横浜地方事務局厚木支局

登記官

建物図面

家屋番号	659番1
建物の所在	愛甲郡愛川町角田字下小沢659番地1

各階平面図

1階



求積表

3.640×2.120	7.716800
12.740×6.070	77.331800
合計	85.048600
床面積	85.04 m^2

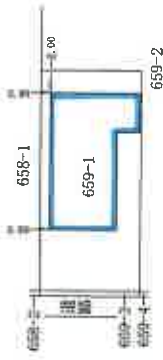
2階



求積表

3.640×4.095	14.905800
9.100×3.640	33.124000
合計	48.029800
床面積	48.03 m^2

物件2建物



作成者

1日作成

縮尺

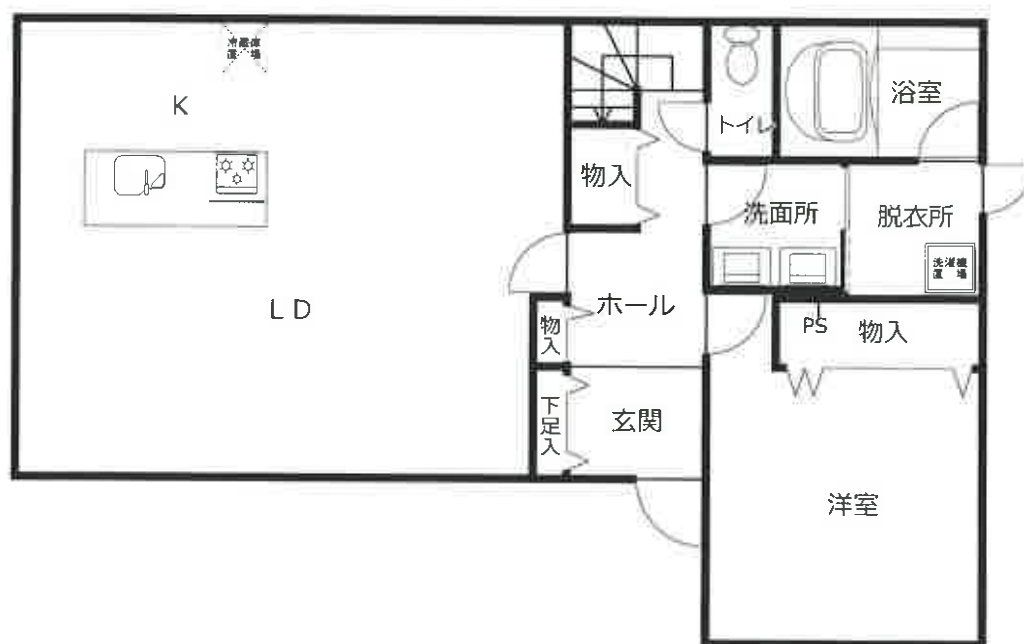
1/250

申請人

縮尺

1/500

1階



2階

